

平成25年分確定申告に関するお知らせ

確定申告書の提出はお早めに申告書等は国税庁ホームページでお作りください。画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算され、所得税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

〔作成した申告書等の提出方法は2通りあります〕

住民基本台帳カード(電子証明書付)のない方 ↓ プリンタで印刷して郵送等で提出
住民基本台帳カード(電子証明書付)のある方 ↓ インターネットで送信 e-Tax



国税電子申告・納税システム e-Tax ご利用案内

- 自宅からインターネットで申告可能
税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅からネットで提出(送信)できます。
- 添付書類の提出や提示を省略
医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます。
(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります)
- 還付申告を素早く処理
e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理しています。

e-Tax を利用するには・・・

- STEP 1** e-Tax が利用できる環境の確認
ご利用のパソコンが推奨環境を満たしていない場合、正常に動作しない可能性がありますので、事前にご確認ください。(最新の推奨環境は、e-Tax ホームページでご確認ください)
- STEP 2** 市役所で電子証明書の取得を
① e-Tax で申告等を行う際には、申告等データに電子署名をしていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。電子証明書は市民課および旧支所である各地域市民センターの窓口にて手続きを行ってください。電子証明書の取得には、住基カードが必要となります。
(住基カードの取得は、3月いっぱいまで無料です)
② 電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダーが必要となります。
- STEP 3** 利用者識別番号の取得
e-Tax を利用するために必要な利用者識別番号は、オンラインで申請することにより発行(通知)されます。
- STEP 4** 電子証明書等の登録(初期登録)
ご利用になるe-Taxソフトまたは確定申告書等作成コーナーで、電子証明書の登録を行ってください。
- STEP 5** 申告書等データの作成・送信
申告書等データの作成後、画面の指示に従って、登録した電子証明書で電子署名を行い、送信してください。

詳しくは、e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp をご覧ください。利用開始の手続、利用時間、パソコンの環境、e-Tax ソフトの操作方法、よくある質問(Q & A)など、e-Tax に関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前にご確認ください。

e-Tax の利用可能時間
【平成26年1月14日(火)～3月17日(月)】⇒24時間
(注)毎週月曜日の午前0時～午前8時30分まではメンテナンスのためご利用になれません。
【上記以外の期間】⇒8時30分～24時
(注)土日、祝日等及び12月29日～1月3日はご利用になれません。

e-Taxソフト、確定申告書作成コーナー等のパソコン操作に関する問い合わせ窓口
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (0570-01-5901)

「甲賀市配偶者等からの暴力の防止 および被害者の保護に関する基本計画(改訂案)」への意見募集

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。)は、家庭内の問題や個人的な問題として見すごされがちですが、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者だけでなく、子どもにも深刻な影響を与えます。DVがある家庭で育った子どもは、直接暴力を受けていなくても、深く傷つき、苦しみ、心の傷を受け、その後の生活に影響を与えることとなります。

DVは身体への暴力だけでなく、心理的、性的、経済的、子どもを利用した暴力も含みます。

今年5月に実施した「DVに関する市民アンケート調査」においても、婚姻経験のある方のうち、配偶者からの暴力経験のある方は31.3%もあり、DVは身近にある重大な問題です。

市では、DV防止と被害者保護のための施策の実現を積極的に推進するため、平成23年3月に策定した「配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」を今年3月に改訂する予定です。このたび、その基本計画(改訂案)がまとまりま

したので、内容を公表し、広く市民の皆様からのご意見を募集します。お寄せいただいたご意見は、市の考えを整理した上で、ホームページで公表することとします(個人の情報は公開しません)。なお、個別回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

■募集期間
1月6日(月)から2月4日(火)までの30日間

■計画案の公表方法
市ホームページに掲載 ともも応援課での閲覧

■意見を提出できる人
市内に在住、在勤、在学の方

■意見の提出方法
住所、氏名、電話番号を記入の上、直接提出いただくか、郵送(1月30日必着)、FAX、Eメールで応募してください。

問い合わせ
こども応援課 家庭児童相談室
☎65-0660 / ☎63-4085
Eメール
koka10253030@city.koka.lg.jp

『甲賀ブランド』認定品募集 市内の誇りを全国へ発信

募集期間
1月8日(水)から1月24日(金)まで

応募資格
市内に住所(法人、その他の団体にあつては主たる事業所の所在地)を有している事業者及び個人
*応募や詳細についてはホームページでご確認いただくか、事務局にお問い合わせください。

問い合わせ
観光推進室(甲賀ブランド推進協議会事務局)
☎65-0708 / ☎63-4087
ホームページ <http://koka-brand.jp/>

人権擁護委員の委嘱

人権擁護委員2名が平成26年1月1日、法務大臣から委嘱を受けられました。任期は平成28年12月31日までの3年間です。人権に関わる悩みごとは、人権擁護委員にご相談ください。

- 再任 西村 泰雄さん(水口町新城)
- 新任 堂山 さかえさん(土山町鮎河)

問い合わせ
人権推進課 人権政策係
☎65-0694 / ☎63-4582

職員採用試験のお知らせ

- 採用職種 / 上級行政(心理士) 採用予定人数:2名 (平成26年4月1日採用)
 - 受験資格 / アのいずれかおよびイの要件を満たす方
 - ア・臨床心理士資格をお持ちの方
 - ・臨床発達心理士資格をお持ちの方
 - ・平成25年度臨床心理士資格二次試験に合格した方
 - ・平成25年度臨床発達心理士資格二次審査に合格または見込合格した方
 - 試験日 / 一日目 2月22日(日)筆記試験
二日目 2月23日(日)口述試験
 - 合格発表 / 2月21日予定
 - 受付期間 / 1月17日(金)までの執務時間中(8時30分～17時15分)
- 問い合わせ**
職員課 人事係
☎95-0699 / ☎63-4561

「還付申告相談会場のご案内」

・年金受給者の方を対象に、還付申告会場を開設します。

開設日	会場	開設時間
平成26年2月10日(月)～2月14日(金)(祝日を除く)	水口社会福祉センター 福祉ホール	午前9時30分～12時 午後1時～4時

※お越しの際は、必要書類、筆記用具、電卓、印鑑等(昨年確定申告された方は申告書の控え)をご持参ください。
※必要書類等、詳細については水口税務署までお問い合わせください。

問い合わせ
水口税務署 ☎62-0314
※上記番号におかけいただくと自動音声によりご案内しております。アナウンスに従い、2番を押してください。

記帳・帳簿の保存義務制度が拡大されました

個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は記帳と帳簿等の保存が必要です(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります)。
《記帳・帳簿等の保存制度の対象者の方》
白色申告の方のうち前々々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方から対象者が拡大されています。

詳しくは国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> をご覧ください。

問い合わせ
税務課 市民税係
☎65-0679 / ☎63-4574